

第5回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和5年1月27日（金）午前10時00分～正午
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 吉永委員、和田委員、秋山委員、宮本委員、坂井委員
高山委員、羽田野委員、竹井委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 無
- 6 事務局 影山コミュニティ課長、安達課長補佐兼係長
田久保主事
- 7 議題
(1) 令和2年度・令和3年度評価及び改善の取り纏めについて
(2) その他
- 8 議事内容

委員長

ただ今から、流山市市民参加推進委員会を開催します。

本日の出席は、出席8名、欠席無しで定足数に達しているため、会議は成立していることを報告します。

まず、本日の議事の進行について、事務局の説明をお願いします。

事務局

配布資料の確認

- ・次第
- ・答申（案）

本日は、皆さんからご意見を頂いた答申（案）を完成させるための議論をしていただければと思います。

委員長

それでは、「議題（１）令和２年度・令和３年度評価及び改善の取り纏めについて」答申（案）の最後の取りまとめについて確認します。

事務局

まず初めに、前回からの修正点をご説明いたします。

修正点の説明

A委員

P5の（１）アの「近年では３つ以上の～」と記載されているが、委員会として市民参加の方法を３つ以上選択してほしいとの意義で捉えられるがいいのでしょうか。

事務局

市民の意見をより多く取り入れられるように多くの方法を推奨するということです。

A委員

次の文章の「数件は未だに形式的に２つの方法を～」と記載されているが、方法の数の問題ではなく、事業の特質に合った方法を選択するべきと思うが、３つ以上選択して数が多いほうがいいと委員会で結論が出たのでしょうか。

事務局

このように記述したのは、方法を３つ以上選択している事業が委員会の評価が高く、数件の審議会とパブリックコメントを実施した事業は意見数も０件であったため、そのような事業では何かほかの方法を実施することで市民の意見を組み込めたのではないかという意図があります。

そのため、必ずしも数が多ければいいというわけではないです。

A委員

説明の意味は理解できるが文章だけを読むと、３つ以上と２つというのが対比的に記載されているため、３つ以上を推奨していると感じてしまいました。

形式的に方法を選択するのと２つ方法を選択するのでは、必ずしも一致しなく、３つ選択していてもどれも効果が無い場合もあり得るため、頭に入りにくいです。

委員長

ニュアンスの問題から言うと、「形式的に2つの方法を」ではなく、「2つの方法を形式的に選択する」に変えるのはどうでしょうか。

A委員・副委員長

良いと思います。

委員長

後者のほうが「形式的に」が強くなると思います。

事務局

そうしましたら、「近年では3つ以上の方法を選択」を「適切な方法を複数選択」に変更し、「形式的に2つの方法を」を「2つの方法を形式的に」に変更するのはどうでしょうか。

委員一同

良いと思います。

事務局

では、そのように修正します。

A委員

P6の5今後に向けての5行目。「市においては～」と「これまでは審議会と～」とあるが、文章の間に過去の話が入っているため、頭にすぐに入らなかったため、順番を入れ替えれば良いと思います。「これまでは審議会とパブリックコメントの2つの方法を選択している事業が多く見受けられたが、市においては当委員会の指摘や提言を真摯に受け止められ」にすれば意味がすぐに理解できると思います。

委員長

この点はどうしますか。

事務局

ご指摘の通り修正します。

A 委員

「しかしながら～」ですが、この意味として、市民の関心が低い事業ではパブリックコメントよりもアンケート調査のほうが市民の意見を聴取しやすいという意図でいいのでしょうか。

事務局

はい。

A 委員

「しかしながら～」の文章に「市民の関心の度合いの～」とあるが、言いたいことが伝わりにくいような。

委員長

文章が長いからでしょうかね。「～事業もあった」で1回切りますか。

B 委員

「市民の関心の度合い～」を「パブリックコメントを～」の前に持ってくるか。

委員長

そのようにしますか。

A 委員

そのほうが理解しやすいと思います。

それか「市民の関心の度合いにより、パブリックコメント～」にするか。関心の度合いによってはパブリックコメントを実施しても意見は集まりにくいことを明記して、アンケート調査のほうがいいのではとの流れがわかりやすいかと思います。「～と思われるが」を間に挟むのは仕方がないがどうなのか、ニュアンスの問題ですが。

事務局

「～と思われるが」と記載したのは、関心が低いのを100%確定させるのはどうなのかという意図です。

A 委員

絶対的な基準はないですからね。

事務局

はい。

A委員

「意見が集まらなかった事業は、市民の関心が低かったと想定され～」のようであればいいのではないのでしょうか。

「～と思われるが」だと繋ぎの部分でうまくいかない。

委員長

それか「市民の関心の度合いの～」をなくてもいいのでは。

A委員

関心の度合いでパブリックコメントの件数に影響あるかしっかり検証はしていませんよね。皆さん納得はしていますが。

C委員

まったくこの部分を省くか、もしくは「しかしながら」の後ろに移動させるか。

そうすれば「市民の関心の度合いの～」のあとに「パブリックコメントを～」と繋がり、分かりやすくなる。

委員長

「しかしながら」の後ろに移動させるということで、「しかしながら、市民の関心の度合いの影響も～」。

副委員長

「影響も」ですね。最後の行でも「思われる」を使っているためそっちのがいいと思います。

委員長

「市民の関心の度合いの影響もあり、パブリックコメントを適切に実施しながらも意見が集まらない事業もあった。」として、文を1回切ったほうがいいですね。そのほうがわかりやすいです。

「パブリックコメントよりもアンケート調査を行うことでより市民の意見を聴取できたと思われる事例もあった。」

「事例もあった。」切りますか。

C委員

「～あった」が続くので「～と思われる」でいいと思います。

D委員

思い切って「パブリックコメントの性質とより効果のあるアンケート調査について言及しているならば、「パンフレットを～」を「パブリックコメントは～」に主語を変更するのはどうでしょう。

言いたいことはどのような表現でも伝わるのですが。

委員長

今の訂正で全体を直してみるというのもあります。

「パブリックコメントは市民の関心の度合いの影響もあり、適切に実施しながらも意見が集まらないこともあった。」でもいいと思います。

副委員長

ここはアンケート調査について言いたいと思うので、市民の意見を聴取できると入れるのがいい。

D委員

結論はそうですね。

A委員

パブリックコメントとアンケート調査はそもそも役割が違うので、置き換えるのを勧めているような表現は個人的に違和感があります。

委員長

では、「よりも」ではなく「加えて」ですかね。「パブリックコメントに加えてアンケート調査を～」になります。

文章の確認をします。「しかしながら、パブリックコメントは市民の関心の度合いの影響もあり、適切に実施しながらも意見が集まらないことも多い。」

副委員長

「～ことも多い」と言い切るのはあれなんで、「～こともあった」が良い。

委員長

そうですね。「～こともあった。」

続けて、「パブリックコメントに加えてアンケート調査を行うことでより市民の意見を聴取できたと思われる。」

A 委員

「事例もあった」ということはパブリックコメントよりもアンケート調査を実施したほうが良い事例があったのですか。

事務局

パブリックコメントは一から資料を確認して意見を出すことになるが、アンケート調査であれば、記載されている情報に対して自分の意見を述べるというものです。

例えば「流山市墓地等の経営の許可に関する条例の一部改正」では事業の性質的に、一般市民の方はおそらく資料を確認しても専門的な情報が多く、意見を出すのが難しいため、アンケート調査であれば、市から何点か情報を記載してそれに回答していただくほうがより建設的な意見を集められたのではないかという事例はありました。

A 委員

それはわかりますが、ここはパブリックコメントよりもアンケート調査を実施したほうが良い事例があったということですか。

実際に、パブリックコメントではなく、アンケート調査を実施して市民の意見をより聴取できたという事例があったと解釈していました。

委員長

このような事例はなかったのですよね。本当はアンケート調査も実施したほうが良かったということですよね。

事務局

そうです。

委員長

A 委員のおっしゃる通り「～よりも」ではパブリックコメントが良くないとの表現になるので、「パブリックコメントに加えてアンケート調査を～」との表現にしたほうが良いですね。

D委員

答申で推奨している3つの事例はパブリックコメントとアンケート調査両方実施しています。

委員長

それでは今の修正をお願いします。

事務局

はい、わかりました。

委員長

他の点いかがでしょうか。

D委員

いいでしょうか。

内容とは関係ないですが、文章の体裁の話です。例えばP2の2の(3)で、「～について」の「て」だけが次の行の文頭に来ていて、同じ表記が何個かある。また、P3でも同様に1文字だけ次の行の文頭に来ている。

このようなのが何か所か散見されているため、書類として何かできないのかと感じました。自分で文章を作成する際はこのような時工夫をしているが、市役所の公文書では何か規定があるのか。

委員長

私も自分で作るときは同様の工夫をしていますが、基本的には市役所のやり方にお任せしたいです。

事務局

特に公文書の規定でその部分はございません。運用していくなかで調整はできますのでご指摘の部分は整えられるようにします。

委員長

個々の部分は事務局にお任せします。

D委員

お願いします。

A委員

1つ意見よろしいですか。

P7の2段落目の3行目、「これは、市民の～」と文章が長いですが、事業の特徴も市民の関心が得られやすいということと、コミュニティ課が事業担当課へ事例を紹介し、現場の方が努力して実を結んだことが並列になっているので、ここではどちらを推したいのか分かりやすいほうがいいです。「事業の性質の影響があったと思われるが」で1回区切り、現場でこのような努力をしたとするか。それか思い切って「市民の関心が～」を取り除くか。

委員長

おっしゃる通りです。

D委員

「や」を「加え」にはどうでしょう。

委員長

それが一番簡単な修正ですね。

A委員がおっしゃるように、言いたいことは後半部分の努力が実を結んできたということなので、「事業の性質」は入れなくてもいいかもしれないですね。

A委員

もしくは前行に合わせるというのもあると思います。どうしても「事業の性質」を入れたいのであればですが。

委員長・C委員

取り除いてもいいと思います。

D委員

同様のことを他の部分でも記載されているのでいいと思います。

委員長

では、「市民の関心が～」を取り除きます。

他はいかがでしょうか。

副委員長

先ほど書式の話があったので、P3の3が分かりにくかった。書式の関係もあ

と思いますが、タイトルは行を空けて、文字を太くするなど見やすいように工夫が必要だと思います。

C委員

(3)と3が見分けにくく探しにくい。太字や行間を空けるかをしてほしいです。

B委員

見出しとして文字を大きくするなど。

副委員長

分かりやすいように工夫してほしいです。書式上無理であるなら仕方ないが。

委員長

文字は濃くなっていますが。

C委員

それでもわかりにくいので行を空けるなどしてほしいです。
3はもっと目立つようにしなくてはいけないと思います。

事務局

そうしましたら、目次の1～5それぞれでページを分けるようにして、それぞれの文頭が次のページになるようにします。

副委員長

それがいいと思います。そうすると目次のページが変わるのでそこも併せて修正していただければと思います。

委員長

意見が出た後で申し訳ないですが、過去の答申では現在の形式でこのパターンでしょうか。

事務局

その通りで、過去は現在の形式で作成しています。

委員長

それに準拠していただくか、変えるのであれば変えて頂いていいです。
事務局の形式に従います。

C委員

平成30年度の答申は太く行間も空いています。

委員長

ここは深く言及せず事務局にお任せします。過去は見にくくなかったので、過去に準拠していいと思います。

B委員

3と(3)が同じページなので気になる感じですね。

事務局

前回の答申のときから市役所内でWordのフォントの指定に変更がありまして、その影響で太字等分かりにくくなっていると思われます。フォント自体は変更できないので、それを踏まえて見やすくするためにレイアウトそのものを変更するのがいいと思われます。

C委員

それであるならば思い切ってページを変えてしまうのがいいかもしれません。

事務局

そうしましたら、ページを変える形で修正します。

委員長

他はいかがでしょうか。

特になさそうですか、何か言い残したことが無ければ少し時間は早いですが答申(案)の内容はこれで決定します。

以上で「(1)令和2年度・令和3年度評価及び改善の取り纏めについて」の議題を終わりにします。

次に「(2)その他」について。

事務局の説明をお願いします。

事務局

答申（案）については、最終的な校正をした後にメールで共有します。

なお、委員長・副委員長とともに、提出いたしますので、日程については後日改めて連絡いたします。

また、作成したパンフレットについては、令和5年度に印刷及び配布・配信いたします。

パンフレットにつきまして、市のホームページを見やすいように改訂しましてデータも載せておりますので、是非ご覧いただければと思います。

広報ながれやまの2月21日号の一面記事に市民参加が載ることが決定しましたので併せてご覧いただければと思います。これは委員会で作成したパンフレットを基に、広報の担当者としり合わせて完成させていきます。

E 委員

これはどのような経緯があって載せることになったのですか。

事務局

昨年度も市民参加の周知ということで広報の希望を出していたが都合上難しかったため、本年度こそはと再度依頼して掲載できることになりました。

E 委員

素晴らしいです。ありがとうございます。

事務局

市民参加とはどのようなものでどのような方法があるのか、実際に意見を提出したら反映されます、というのを掲載してより多くの意見を提出してもらえようことを目指して周知することになりました。

副委員長

広報の一面は本当にインパクトが違うので素晴らしいです。

事務局

パンフレットにつきましては以上となります。

最後に、今回が2年間の委嘱期間で最後の委員会となりますので、委員の皆様からお言葉を頂ければと思います。

各委員及び事務局から最後の挨拶

委員長

以上で、令和3年度、4年度の市民参加推進委員会を終わりにします。
皆様お疲れ様でした

[閉会 12時00分]

第5回流山市市民参加推進委員会 次第

日 時 令和5年1月27日(金)午前10時から正午まで

場 所 流山市役所第2庁舎3階 302会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度・令和3年度評価及び改善の取り纏めについて

(2) その他

3 閉 会

令和2年度及び令和3年度の流山市市民参加
条例の運用に関する評価及び改善について
(答申)

令和5年3月

流山市市民参加推進委員会

目 次

- 1 はじめに P 1
- 2 令和 2 年度の市民参加条例の運用に関する評価及び指摘事項について
. P 2
 - (1) 市民参加の方法の選択について
 - (2) 市民参加のスケジュールの妥当性について
 - (3) 事業内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について
- 3 令和 3 年度の市民参加条例の運用に関する評価及び指摘事項について
. P 3
 - (1) 市民参加の方法の選択について
 - (2) 市民参加のスケジュールの妥当性について
 - (3) 事業内容や市民参加の仕組みに関する市民等への情報提供について
- 4 市民参加条例の運用のさらなる推進に向けて P 5
- 5 今後に向けて P 6

1 はじめに

流山市市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）は、流山市自治基本条例第16条に基づき、市民等の市政への参加（以下「市民参加」という。）の手續等を定め、市民参加を保障するための条例として平成24年6月に制定、同年10月に施行された。

流山市市民参加推進委員会（以下「市民参加推進委員会」という。）は、市民参加を推進するため市民参加条例第23条の規定に基づき設置され、令和3年4月に市長から令和2年度及び令和3年度の市民参加条例の運用に関する評価及び改善についての諮問を受けた。

今回は、過去の答申内容も踏まえ、令和2年度及び令和3年度に市民参加手続きを終了した15事業について評価した。評価については市民参加実施結果シート及び令和3年6月の建議に対する回答に基づき、各事業担当課への書面による質問のみで実施した。

2年間の慎重な審議と検討に基づき、年度ごとの各事業の評価並びに当委員会からの市民参加条例の運用のさらなる推進に向けて及び今後の市民参加のあり方について、以下のとおり答申する。

2 令和2年度の市民参加条例の運用に関する評価及び指摘事項について

令和3年度の市民参加推進委員会は、令和2年度に終了した市民参加条例の対象6事業に対して、以下の(1)～(3)について、審議し評価した。

- (1) 市民参加の方法の選択について
- (2) 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について
- (3) 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

その結果、対象6事業全てにおいて市民参加条例は適正に運用されていたが、一部事業では、選択する市民参加の方法やスケジュールについて配慮を求めたい。

以下に、今回評価対象となった全6事業の総評を記す。

(1) 市民参加の方法の選択について

今回評価を行った6事業については、市民参加条例の規定どおり、複数の方法が選択され、適正に運用されていた。特に2事業では、4～5つの方法を選択しており、多くの方法を選択して多数の意見を収集かつ意見を反映した案の適時修正を行っていることを、高く評価したい。

(2) 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について

今回評価の対象となった6事業においては、市民参加条例に則り、適正なスケジュールで市民参加の手続きが実施されており、過去の答申に沿った改善がみられる点は一定の評価ができる。また、審議会及びパブリックコメントについてはホームページ掲載や広報紙で事前告知しており、意見交換会についても21日以上前に周知を行い、参加しやすい日曜日に開催するなど、適正なスケジュールで行われている点は評価できる。

さらに、1事業では、アンケート調査で市民の意識やニーズを確認し、結果を基に審議会での検討や意見聴取を行い、その後パブリックコメントや市民説明会で市民全体への計画内容の浸透や意見収集を行うなど、市民参加制度を十分に活かした政策決定プロセスを踏んでおり、模範的であった。

(3) 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

これまでの答申において、難しい行政用語を避け、市民等について分かりやすい事業名、用語及び表現を使用するよう提言してきたが、6事業については、概ね実施されており、資料については図表を用いて見やすさの配慮や、解説資料を作成するなど改善意欲を評価できる。

特に、1事業ではアンケートの開始前にホームページや広報で告知を行い、締め切り前にも広報に記事を掲載するなどの工夫を施しており、2事業では、市民参加の方法を4～5つ選択し、適切な情報提供と市民参加の機会を増やしている点も評価できる。

一方で、事業に必要な情報の提供方法や市民に計画内容を理解してもらうための工夫が必要なケースも2事業あった。

3 令和3年度の市民参加条例の運用に関する評価及び指摘事項について

令和4年度の市民参加推進委員会は、令和3年度に終了した市民参加条例の対象9事業に対して、以下の(1)～(3)について、審議し評価した。

(1) 市民参加の方法の選択について

(2) 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について

(3) 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

その結果、対象9事業全てにおいて市民参加条例は適正に運用されており、その内3事業は模範となる事例と評価したが、一部事業では、市民参

加の方法やスケジュールの妥当性について配慮を求めたい。

以下に、今回評価対象となった全9事業の総評を記す。

(1) 市民参加の方法の選択について

今回評価を行った9事業については、市民参加条例の規定どおり、複数の方法が選択され、適正に運用されていた。

また、過去に評価した事業では、審議会とパブリックコメントを形式的に選択している事業も見受けられたが、今回評価した事業では、概ね事業の性質に適した市民参加の方法を選択しており、改善が見られる点は一定の評価ができる。

さらに、1事業では、過去に市民参加手続きを実施してきた経験を活かし、アンケート調査を活用して計画の説明を行うことで市民に理解を深めて貰えるよう工夫を施していることや、アンケート調査で広く市民の意見を聴取してから事業内容を検討するなど、実質的な市民参加のノウハウを確立しつつある。

加えて、1事業では、審議会、パブリックコメント、意見交換会、アンケートと多岐にわたり市民の意見を募り、アンケート結果を審議会にフィードバックして意見を反映させるなど、模範的なことを確認した。

(2) 市民参加の方法のスケジュールの妥当性について

今回評価の対象となった9事業においては、市民参加条例に則り、概ね適正なスケジュールで市民参加の手続きが実施されており、過去の答申に沿った改善がみられる点は一定の評価ができる。

また、審議会終了後にパブリックコメントを実施して、意見が反映されない事業が2事業ある中、複数回審議会を開催し、その期間中にパブリックコメントや意見交換会を行い、審議会では結果をフィードバックできるようにするなど、スケジュールを工夫している事業が1事業あった。

(3) 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

これまでの答申において、難しい行政用語を避け、市民等について分か

りやすい事業名、用語及び表現を使用するよう提言してきたが、概ね実施されており、資料については図表を用いて見やすさの配慮や、解説資料を作成するなど改善意欲を評価できる。

また、1事業では、説明会のスライドや解説を動画にしてホームページに公開したことや3事業では教育関係の事業にて保護者向けのスキットメールを活用して情報提供しており、評価できる。

さらに、1事業では、複数の案それぞれのメリット・デメリットを示したことや、1事業では、基本設計（案）にスケジュールや概算事業費を含めた資料を作成しており、評価できる。

4 市民参加条例の運用のさらなる推進について

令和2年度及び令和3年度の市民参加対象事業15事業の評価を踏まえ、当委員会としては以下のとおり提案する。可能な限りで検討していただきたい。

(1) 市民参加の方法の選択について

ア 市民等から幅広い意見を聴取するためには、市民の事業内容への理解と関心が必要であり、近年では3つ以上の方法を選択するなど改善が見受けられてはいるものの、数件は未だに形式的に2つの方法を選択している事業もあることから、市民が行政と直接対話できる意見交換会や説明会、幅広く意見聴取できるアンケート調査を早期に実施するなど、市民が事業内容を知り、関心を深める場や機会の提供を一層推進すること。

イ 市民からの意見を聴取する際にパブリックコメントなどを実施したが、事業の特性上、市民の意見を反映しにくい事業やアンケートの回収率の低い事業が見受けられたことを踏まえ、今後、より事業の性質に適した市民参加の方法を選択するよう努めること。

(2) 市民参加のスケジュールの妥当性について

ア パブリックコメントや説明会、意見交換会等のスケジュールの設定については、事前の周知を適正に行い、季節性や祝祭日なども考慮し

て開催し、市民が参加しやすいスケジュールを設定すること。

イ 審議会を複数回開催し、その開催期間中にパブリックコメントや説明会などを実施することにより、その結果を審議会でもフィードバックを行い、検討できるスケジュールを設定するよう努めること。

ウ 意見交換会や説明会の時に述べるができなかった意見をパブリックコメントで抽出しやすいスケジュールを設定するよう努めること。

(3) 事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

ア 事業の内容を理解するのに概要版資料は有効なため、図表やイラスト、カラーを用いるなど分かりやすさや、読みやすいように工夫を凝らすよう努めること。

イ 市民参加で最も重要なのは情報共有であり、その情報により市民の意欲を掻き立てる事に繋がるため、説明会など市民に直接事業の説明をする機会については、ホームページで資料公開や動画配信等により、日程の都合上参加できない市民にも共有できるよう配慮すること。

5 今後に向けて

流山市市民参加条例は「市民自治を推進する」ことを目的に平成24年10月に施行され、これまで市民参加推進委員会では10年間にわたり、市民等の市政への参加を促進するため、様々な改善を提案してきた。令和3年3月の建議で「実質的な市民参加の実現」のために様々な改善案を提言したのはその一環である。市においては当委員会の指摘や提言を真摯に受け止められ、これまでは審議会とパブリックコメントの2つの方法を選択している事業が多く見受けられたが、近年では、市民参加の方法を3つ以上選択するなど、市民から意見を積極的に聴取する事業も多く見受けられ、市民参加の意義が事業担当部署に浸透してきた。

しかしながら、パブリックコメントを適切に実施しながらも意見が集まらなかった事業など、市民の関心の度合いの影響はあると思われるが、パブリックコメントよりもアンケート調査を行うことでより市民の意見を聴取できたと思われる事例もあった。

そのため、各事業担当課においては、事業の性質に適した市民参加の方法を選択し、より実質的な市民参加を実現させるために、令和4年4月1日に事業の性質ごとに適した市民参加の方法の例を図を用いて記載するなどの改定をした「市民参加条例に基づく市民参加の手続き案内」を参考に、市民参加手続きを実施していただきたい。

また、この2年間の市民参加手続きの特徴として、令和2年度は例年通りであったが、令和3年度はパブリックコメントの提出された意見の数が顕著に多かった。これは、市民の関心が寄せられやすい事業など事業の性質の影響や過去の優良事例を市民参加推進委員会を所管とするコミュニティ課が新規事業担当課へ紹介し、事業担当課が意見を聴取するためにさらなる工夫を施すなどの努力が実を結んできたものと考えられる。

今後も引き続きパブリックコメントを活性化させるために、現在本市では、パブリックコメント実施後に公表している「意見と市の考え方」については、市の見解を意見の反映の有無の2段階で評価しており、市民の意見を提出した人ごとに分類している。対して、令和3年度に実施したパブリックコメントの提出意見数が平均で数百件を超えるなど、多くの意見聴取ができている京都市では、市民の意見に対する市の見解を4段階で分類し、どのように対応するか詳細に示している。また、意見の内容ごとに分類しており、同じ意見がまとまっていて見やすい印象であるため、是非参考にしてほしい。

なお、以下の3事業は市民の市政への積極的関与を促進した事例として模範とすべき内容であるため、各事業担当部署においては、今後市民参加に取り組む際には是非参考としていただきたい。

【事業1 学校施設課「南流山中学校移転事業」】

本事業では、保護者アンケート、説明会、意見交換会、タウンミーティング、パブリックコメントなどの多様な手法を適正なスケジュールで実施し、事業内容の周知と意見収集を図っており、すべてにおいて効果がみられる模範的な事例といえる。特に、市民が興味・関心のある事業スケジュールや事業概要資料を作成するなど、様々な工夫を資料作成に施していること、保護者向けのスキットメールを活用して情報提供をしたことなど、

積極的な周知がなされ、市民の知る機会を向上させたことが高く評価できる。

【事業2 社会福祉課「流山市地域福祉計画」】

本事業では、パブリックコメントや6回の審議会の開催、5割近くの回収率を達成した無作為抽出アンケート調査を実施し、いずれも意見を反映して原案を修正しており、市民参加手続きが有効に機能した事業と評価できる模範的な事例といえる。アンケートを実施して事業内容を周知するという工夫や、そのアンケートの実施にあたり、地域福祉に関する基本的な考え方を説明したうえで回答を促していること、市民からいただいた意見での修正があった際、修正した後のものを修正表で分かりやすく工夫して公表しているように、市民参加の方法を実施する前の工夫はもちろん、実施後の工夫まで施している点が高く評価できる。

【事業3 まちづくり推進課「流山市地域公共交通計画」】

本事業では、4割の回収率を達成した無作為抽出アンケート調査や同時期に開催したパブリックコメントと意見交換会、8回の協議会の開催など、多岐にわたり市民の声を募り、意見を反映させて原案の修正を行っている模範的な事例として高く評価できる。当該事業の特出している点はスケジュール設定である。事業の早期段階でアンケートを実施してその結果を協議会でフィードバックし、協議会の他にも市民分科会や個別ヒアリングなど意見を引き出しやすい方法を実施して市民の意見聴取を行っている。また、パブリックコメントの開催期間中に土曜日の午後に意見交換会を実施するなど、素案の概要説明の機会を設けるとともに、質疑応答や意見交換を通じ、パブリックコメントをより効果的に実施するための工夫を施し、3つの方法の実施後に協議会を開催し、そこでの意見を踏まえて討議や審議を行っている点が高く評価できる。

最後に、市としては、短期間で市民参加手続きを実施しなくてはならない事業の場合に、どのように市民参加の方法等を選択して手続きを実施していくべきかなど、より効果的・効率的な市民参加制度のありかたを検討

し、市民の市政への関心と参加意欲が増進することによって、実質的な市民参加の一層の向上が達成されることを強く期待する。

流山市市民参加推進委員会

委員長	吉 永	明 弘
副委員長	和 田	登志子
	秋 山	ちなみ
	宮 本	る み
	坂 井	信 弘
	高 山	智 之
	羽田野	耕 一
	竹 井	芳 江